

たんしん法人キャッシュカード（普通預金）規定

（令和3年4月5日現在）

但馬信用金庫

1.（カードの利用）

普通預金（（利息を付さない旨の約定のある普通預金を含みます。以下「預金」といいます。）について発行したたんしん法人キャッシュカード（以下「カード」といいます。）は、当該預金口座について、次の各号の場合に利用することができます。

- ① 当金庫および信金ネットキャッシュサービス加盟の信用金庫（以下「提携金庫」といいます。）、ゆうちょ銀行、ローソン銀行の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して預金に預け入をする場合
- ② 当金庫および提携金庫、ゆうちょ銀行、ローソン銀行の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合
- ③ 当金庫および提携金庫の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
- ④ 当金庫および提携金庫の預金機または支払機を使用して預金の残高照会等、当金庫所定の取引をする場合

2.（預金機による預金の預入れ）

- （1） 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードまたは通帳（提携先ではカードのみ）を挿入し、現金を投入して操作してください。
- （2） 預金機による預入れは、預金機の機種により当金庫または提携金庫所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また1回あたりの預入れは、当金庫または提携金庫所定の枚数による金額の範囲内とします。

3.（支払機による預金払戻し）

- （1） 支払機を使用し預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカード（またはカードと通帳）を挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- （2） 支払機による払戻しは、支払機の機種により当金庫または提携金庫所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当金庫または提携金庫所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当金庫所定の金額の範囲内とします。
- （3） 支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第6条第2項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

4.（振込機による振込）

振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

5.（自動機利用手数料等）

- （1） 預金機または振込機を使用して預金に預入れをする場合には、当金庫および提携金庫所定の預金機・

振込機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。

(2) 支払機または振込機を使用して預金の払戻しをする場合には、当金庫および提携金庫所定の支払機・振込機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。

(3) 自動機利用手数料は、預金の領入れおよび払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預入れ・払戻しをした預金口座から自動的に引落します。

なお、提携金庫の自動機利用手数料は、当金庫から提携金庫に支払います。

(4) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳及び払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落とします。

6.（代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込）

(1) 代理人（1名に限ります。）による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、代表者から代理人の氏名、暗証番号を届出てください。

この場合は、当金庫は代理人のためのカードを発行します。

(2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は法人名義となります。

(3) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。

7.（預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い）

当金庫および提携金庫の支払機等が停電、故障等の場合は取扱いを一時停止します。

8.（カードによる預入れ、払戻し金額等の通帳記入）

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額または振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当金庫の預金機、支払機、振込機および通帳記帳機で使用された場合または当金庫本支店の窓口へ提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。なお、預入れまたは払戻した金額とは別に、自動機利用手数料金額および振込手数料・金額はその合計額をもって通帳に記入します。

9.（カードの紛失、届出事項の変更等）

(1) カードを失った場合には、直ちに代表者から書面によって取引店に届出てください。この届出を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) 前項の届出の前に、カードを失った旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。なお、この場合にも、すみやかに書面によって取引店に届出てください。

(3) 法人名、代表者名、代理人、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに代表者から書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(4) カードを失った場合の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

(5) カードを再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

10.（暗証番号の照合等）

(1) カードは他人に使用されないように保管してください。また、暗証番号は他人に知られないようにしてください。

(2) 当金庫が、カードの電磁的記録によって、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードを当金庫が交付したものとして処理し、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して預金の払戻しをしたうえは、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫および提携金庫は責任を負いません。ただし、この払戻しが偽

造カードによるものであり、カードおよび暗証番号の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合の当金庫の責任については、このかぎりではありません。

11. (預金機・支払機・振込機への誤入力等)

預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。なお、提携金庫の預金機・支払機・振込機を使用した場合の提携金庫の責任についても同様とします。

12. (解約、カードの利用停止等)

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを取引店に返却してください。また、当金庫普通預金規定または普通預金（無利息型）規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことりすることがあります。この場合、当金庫からの請求がありしだい直ちにカードを取引店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認書類の提示を受け、当金庫が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ① 第14条に定める規定に違反した場合
 - ② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当金庫が別途表示する一定の期間が経過した場合

13. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

14. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当金庫普通預金規定、普通預金（無利息型）規定、および振込規定により取扱います。

15. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項（1）の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上